

○ 新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表
（案）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（別記1）</p> <p>第3 事業の仕組み</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 都道府県は、本事業に要する経費を農業経営・就農支援センター（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。<u>以下「基盤強化法」という。</u>）第11条の11に規定する農業経営・就農支援センターをいう。以下同じ。）又は市町村に補助する。</p> <p>第5 就農準備支援資金及び経営開始支援資金の交付要件等（略）</p> <p>1 就農準備支援資金</p> <p>（1）（略）</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 第6の1の（1）の研修計画（別紙様式第1号）が次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>（ア）（略）</p> <p>（イ）研修期間が<u>おおむね</u>1年かつ<u>おおむね</u>年間1,200時間以上であり、研修期間を通して就農に必要な技術や知識を研修すること。</p> <p>（ウ）・（エ）（略）</p> <p>ウ （略）</p> <p>エ 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。また、過去に本事業、</p>	<p>（別記1）</p> <p>第3 事業の仕組み</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 都道府県は、本事業に要する経費を農業経営・就農支援センター（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第11条の11に規定する農業経営・就農支援センターをいう。以下同じ。）又は市町村に補助する。</p> <p>第5 就農準備支援資金及び経営開始支援資金の交付要件等（略）</p> <p>1 就農準備支援資金</p> <p>（1）（略）</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 第6の1の（1）の研修計画（別紙様式第1号）が次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>（ア）（略）</p> <p>（イ）研修期間が<u>概ね</u>1年かつ<u>概ね</u>年間1,200時間以上であり、研修期間を通して就農に必要な技術や知識を研修すること。</p> <p>（ウ）・（エ）（略）</p> <p>ウ （略）</p> <p>エ 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。また、過去に本事業、</p>

農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）の別記1農業次世代人材投資事業（以下「農業次世代人材投資事業」という。）、新規就農支援緊急対策事業実施要綱（令和2年1月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知）の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業（以下「令和元年度補正就職氷河期新規就農促進事業」という。）、新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知）の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業（以下「令和2年度補正就職氷河期新規就農促進事業」という。）、新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）の別記1新規就農促進研修支援事業（以下「新規就農促進研修支援事業」という。）、別記5就農準備支援事業（以下「就農準備支援事業」という。）又は新規就農者育成総合対策実施要綱の別記2就農準備資金・経営開始資金（以下「就農準備資金・経営開始資金」という。）による研修計画の承認及び資金の交付を受けていないこと。

オ （略）

カ 研修終了後に独立・自営就農する予定の場合には、就農後（オの親元就農後5年以内に独立・自営就農する場合にあっては、経営開始後）5年以内に農業経営改善計画（基盤強化法第12条第1項に規定する農業経営改善計画をいう。以下同じ。）又は青年等就農計画（基盤強化

農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）の別記1農業次世代人材投資事業（以下「農業次世代人材投資事業」という。）、新規就農支援緊急対策事業実施要綱（令和2年1月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知）の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知）の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）の別記1新規就農促進研修支援事業（以下「新規就農促進研修支援事業」という。）、別記5就農準備支援事業（以下「就農準備支援事業」という。）又は新規就農者育成総合対策実施要綱の別記2就農準備資金・経営開始資金（以下「就農準備資金・経営開始資金」という。）による研修計画の承認及び資金の交付を受けていないこと。

オ （略）

カ 研修終了後に独立・自営就農する予定の場合には、就農後（オの親元就農後5年以内に独立・自営就農する場合にあっては、経営開始後）5年以内に農業経営改善計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第12条第1項に規定する農

法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画をいう。
以下同じ。)の認定を受けること。

キ～サ (略)

(2) (略)

(3) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、交付主体は就農準備支援資金の交付を停止する。

ア～エ (略)

オ 第7の1の(4)の研修実施状況の現地確認等により、新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金の交付対象者の考え方について(令和4年3月29日付け3経営第3216号農林水産省経営局就農・女性課長通知。以下「交付対象者の考え方」という。)を満たさない等、適切な研修を行っていないと交付主体が判断した場合(例:研修を行っていない場合、生産技術等を習得する努力をしていない場合など。)

カ (略)

(4) (略)

2 経営開始支援資金

(1) (略)

ア (略)

イ 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。
なお、交付対象者が農業経営を法人化している場合は、(ア)及び(イ)の「交付対象者」を「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、(ウ)及び(エ)の「交付対象者」を「交付対象者が経営する法人」と読み

業経営改善計画をいう。以下同じ。)又は青年等就農計画(基盤強化法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画をいう。以下同じ。)の認定を受けること。

キ～サ (略)

(2) (略)

(3) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、交付主体は就農準備支援資金の交付を停止する。

ア～エ (略)

オ 第7の1の(4)の研修実施状況の現地確認等により、新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金の考え方について(令和4年3月29日付け3経営第3216号農林水産省経営局就農・女性課長通知。以下「交付対象者の考え方」という。)を満たさない等、適切な研修を行っていないと交付主体が判断した場合(例:研修を行っていない場合、生産技術等を習得する努力をしていない場合など。)

カ (略)

(4) (略)

2 経営開始支援資金

(1) (略)

ア (略)

イ 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。
なお、交付対象者が農業経営を法人化している場合は、(ア)及び(イ)の「交付対象者」を「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、(ウ)及び(エ)の「交付対象者」を「交付対象者が経営する法人」と読み

替えるものとする。

(ア) 交付対象者が農地の所有権若しくは利用権（農業上の利用を目的とする賃借権若しくは使用貸借による権利又は農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利をいう。）を有している、又は農地の所有者等との間で締結した特定作業受委託契約によって作業の委託を受けていること。

(イ)～(オ) (略)

ウ～オ (略)

カ 地域計画（基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。以下同じ。）に位置付けられている、若しくは位置付けられることが確実と見込まれること、又は農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）から農地を借り受けていること（以下「目標地図に位置付けられた者等」という。）。

ただし、交付対象者が東日本大震災に伴い発生した東京

替えるものとする。

(ア) 農地の所有権又は利用権（農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同項各号に掲げる場合に該当するもの、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号。以下「令和4年改正法」という。）附則第5条第1項の規定に基づく公告があったもの、令和4年改正法附則第9条第2項の規定に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第7項の規定に基づく公告があったもの、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）第4条第1項の規定に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。）を交付対象者が有していること。

(イ)～(オ) (略)

ウ～オ (略)

カ 地域計画（基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。以下同じ）に位置付けられている、若しくは位置付けられることが確実と見込まれること、又は農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）から農地を借り受けていること（以下「目標地図に位置付けられた者等」という。）。

ただし、交付対象者が東日本大震災に伴い発生した東京

電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村をいう。）若しくは令和6年能登半島地震の被災市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町に限る。）又は市街化区域において営農する場合は、この限りでない。

キ 次に掲げる条件に該当していること。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 経営継承・発展等支援事業実施要綱の廃止について（令和8年3月31日付け7経営第2990号農林水産事務次官依命通知）による廃止前の経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）の別記1 経営継承・発展支援事業（以下「経営継承・発展支援事業」という。）による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

(エ) 新規就農者育成総合対策実施要綱の別記1 経営発展支援事業（以下「経営発展支援事業」という。）のうち通常枠、新規就農者確保緊急対策実施要綱の別記6 初期投資促進事業（以下「令和4年度補正初期投資促進事業」という。）又は別記2 世代交代・初期投資促進事業（以下「世代交代・初期投資促進事業」という。）の第2のⅡ 初期投資促進タイプについて、補助対象事業費の上限額である1,000万円（夫婦で共同経営する場合は夫婦で

電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村をいう。）若しくは令和6年能登半島地震の被災市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町に限る。）又は市街化区域において営農する場合は、この限りでない。

キ 次に掲げる条件に該当していること。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）の別記1 経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

(エ) 新規就農者育成総合対策実施要綱の別記1 経営発展支援事業のうち通常枠、新規就農者確保緊急対策実施要綱の別記6 初期投資促進事業（以下「令和4年度補正初期投資促進事業」という。）又は別記2の第2のⅡ 初期投資促進タイプについて、補助対象事業費の上限額である1,000万円（夫婦で共同経営する場合は夫婦で1,500万円）の助成金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

1,500万円)の助成金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

(オ) 新規就農者育成総合対策実施要綱の別記1 経営発展支援事業のうち地域計画早期実現支援枠、又は世代交代・初期投資促進事業の第2のI 世代交代円滑化タイプによる助成金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

(カ) 地域農業構造転換支援対策実施要綱(令和8年1月23日付け7 経営第2081号農林水産事務次官依命通知)の別記1 地域農業構造転換支援事業又は別記2 新規就農者チャレンジ事業による補助金の交付を現に受けていないこと。

ク～セ (略)

(2)～(4) (略)

第6 交付対象者の手続

1 (略)

2 経営開始支援資金

(1) 青年等就農計画等の承認申請

経営開始支援資金の交付を受けようとする者は、青年等就農計画等を作成し、交付主体に承認申請する。

あわせて、経営開始支援資金申請追加資料の別添10「みどりチェック」チェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、取組主体に提出する。

なお、青年等就農計画等を作成するに当たっては、交付主体に相談し、計画の妥当性及び目標達成の実現性の観点

(オ) 新規就農者育成総合対策実施要綱の別記1 経営発展支援事業のうち地域計画早期実現支援枠、又は別記2の第2のI 世代交代円滑化タイプによる助成金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

(新設)

ク～セ (略)

(2)～(4) (略)

第6 交付対象者の手続

1 (略)

2 経営開始支援資金

(1) 青年等就農計画等の承認申請

経営開始支援資金の交付を受けようとする者は、青年等就農計画等を作成し、交付主体に承認申請する。

なお、青年等就農計画等を作成するに当たっては、交付主体に相談し、計画の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、都道府県普及指導センター等の関係機関、第7の2の(11)のサポート体制の関係者等から助言並びに指導を受けることとする。

から、都道府県普及指導センター等の関係機関、第7の2の(11)のサポート体制の関係者等から助言及び指導を受けることとする。

(2)～(5) (略)

(6) 就農状況報告等

ア 就農状況報告

開始支援資金交付対象者は、交付期間中、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就農状況報告(別紙様式第9-1号)を交付主体に提出する。

また、交付期間終了後5年間(ウの手続を行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いて5年間とする。以下同じ。)、毎年7月末及び1月末までにその直近6か月の作業日誌(別紙様式第9-1号-1)を交付主体に提出する。

さらに、交付対象者は、毎年1回、就農状況報告の際(原則、毎年1月末までの報告時)に、別紙様式第9-1号別添7の「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、前回のチェックシートの提出以降に実施した旨をチェックした上で、取組主体に提出する。なお、「みどりチェック」チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組を実施したかどうか確認を行うこととする。

イ～エ (略)

(7)～(9) (略)

第7 交付主体の手続等

1 就農準備支援資金

(2)～(5) (略)

(6) 就農状況報告等

ア 就農状況報告

開始支援資金交付対象者は、交付期間中、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就農状況報告(別紙様式第9号)を交付主体に提出する。

また、交付期間終了後5年間(ウの手続を行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いて5年間とする。以下同じ。)、毎年7月末及び1月末までにその直近6か月の作業日誌(別紙様式第9-1号-1)を交付主体に提出する。

さらに、交付対象者は、毎年1回、就農状況報告の際(原則、毎年1月末までの報告時)に、別紙様式第9号別添7の環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、前回のチェックシートの提出以降に実施した旨をチェックした上で、取組主体に提出する。なお、環境負荷低減のチェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組を実施したかどうか確認を行うこととする。

イ～エ (略)

(7)～(9) (略)

第7 交付主体の手続等

1 就農準備支援資金

(1) ～ (5) (略)

(6) 研修終了後の確認

ア (略)

(ア) (略)

(イ) 雇用就農資金等の研修生となっている者
(略)

(ウ) 経営発展支援事業対象者又は世代交代・初期投資促進事業対象者

2の(5)のアによる確認結果について、3の(2)のデータベースに照会する。ただし、交付主体が市町村であって、交付対象者が、研修終了後に同市町村から経営発展支援事業の補助を受ける場合は、同第6の5の(1)に基づく就農状況報告の確認、世代交代・初期投資促進事業の補助を受ける場合は、同第6の5の(1)に基づく就農状況報告の確認をもって本事業の就農状況の確認に代えるものとする。

(エ) (ア) から (ウ) まで以外の者
(略)

イ～エ (略)

(7) ～ (13) (略)

2 経営開始支援資金

(1) ～ (4) (略)

(5) 就農期間中の確認

ア (略)

イ (略)

(1) ～ (5) (略)

(6) 研修終了後の確認

ア (略)

(ア) (略)

(イ) 農の雇用事業等の研修生となっている者
(略)

(ウ) 経営発展支援事業対象者又は世代交代・初期投資促進事業対象者

2の(5)のアによる確認結果について、3の(2)のデータベースに照会する。ただし、交付主体が市町村であって、交付対象者が、研修終了後に同市町村から経営発展支援事業の補助を受ける場合は、同第6の5の(1)に基づく就農状況報告の確認、別記2世代交代・初期投資促進事業の補助を受ける場合は、同第6の5の(1)に基づく就農状況報告の確認をもって本事業の就農状況の確認に代えるものとする。

(エ) (ア)、(イ) 又は (ウ) 以外の者
(略)

イ～エ (略)

(7) ～ (13) (略)

2 経営開始支援資金

(1) ～ (4) (略)

(5) 就農期間中の確認

ア (略)

イ (略)

(略)

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 書類確認

a・b (略)

c 農地の権利設定の状況が確認できる書類（農地台帳（農地法（昭和27年法律第229号）第52条の2に基づき農業委員会が作成する農地台帳をいう。）、農地法第3条の許可を受けた使用貸借、賃貸借若しくは売買契約書、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号。以下「令和4年改正法」という。）の施行前の基盤強化法第19条の規定に基づく公告があった農用地利用集積計画、令和4年改正法の施行前の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定に基づく公告があった農用地利用配分計画、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定に基づく公告があった農用地利用集積等促進計画、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）第4条第1項の規定に基づく事業計画又は特定作業受委託契約書のうち該当する箇所のいずれかの書類の写し。以下同じ。）

ウ (略)

(6)～(14) (略)

3 (略)

第8 事業計画等

1 (略)

(略)

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 書類確認

a・b (略)

c 農地の権利設定の状況が確認できる書類（農地基本台帳、農地法第3条の許可を受けた使用貸借、賃貸借若しくは売買契約書、令和4年改正法附則第5条に基づく公告があった農用地利用集積計画、令和4年改正法附則第9条に基づく公告があった農用地利用配分計画、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく公告があった農用地利用集積等促進計画、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画又は特定作業受委託契約書のうち該当する箇所のいずれかの書類の写し。以下同じ。）

ウ (略)

(6)～(14) (略)

3 (略)

第8 事業計画等

1 (略)

2 事業計画の作成

(1) (略)

(2) 都道府県事業計画の作成

都道府県は、都道府県事業計画（別紙様式第24号）を作成し、地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）の承認を得る。

(3) ～ (5) (略)

3～5 (略)

第9 推進事業

資金の交付事業（就農準備資金・経営開始資金、農業次世代人材投資事業を含む。）を推進するため、全国農業委員会ネットワーク機構及び交付主体等は推進事業として以下の事業（農業次世代人材投資事業は(1)及び(3)の事業）を実施することができる。推進事業の対象経費（以下「推進事業費」という。）は別表のとおりとし、事業の一部を外部に委託することができる。なお、全国農業委員会ネットワーク機構及び交付主体等の会計に属する資金及び推進事業費の預託に係る利子収入は、資金交付に要する推進事業費に充てることのできるものとする。

2 事業計画の作成

(1) (略)

(2) 都道府県事業計画の作成

都道府県は、都道府県事業計画（別紙様式第24号）を作成し、地方農政局長の承認を得る。

(3) ～ (5) (略)

3～5 (略)

第9 推進事業

資金の交付事業（就農準備資金・経営開始資金、農業次世代人材投資事業、新規就農支援緊急対策事業実施要綱の別記1 就職氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農者確保加速化対策実施要綱の別記1 就職氷河期世代の新規就農促進事業（以下「就職氷河期新規就農促進事業」という。）、新規就農促進研修支援事業及び就農準備支援事業を含む。）を推進するため、全国農業委員会ネットワーク機構及び交付主体等は推進事業として以下の事業（農業次世代人材投資事業、就職氷河期新規就農促進事業、新規就農促進研修支援事業及び就農準備支援事業は1及び3の事業）を実施することができる。推進事業の対象経費（以下「推進事業費」という。）は別表のとおりとし、事業の一部を外部に委託することができる。なお、全国農業委員会ネットワーク機構及び交付主体等の会計に属する資金及び推進事業費の預託に係る利子収入は、資金交付に要する推進事業費に充てることのできるものとする。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(1) 資金の交付事業の実施に関する事務

(2) 資金の交付事業の普及活動

(3) 資金の交付事業の交付対象者の指導活動

(別表)

推進事業費

区分	内容	注意点
謝金	事業を実施するために直接に必要な事務の補助、専門的知識の提供、資料の収集、会議の出席等について協力を得た有識者等に対し支払う謝礼に必要な経費	(略)
(略)	(略)	
事務等経費	事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、雑役務費(手数料、印紙代等)、借上費(会場借料、パソコン等のリース料)、消耗品費、賃金(臨時的に雇用した者、全国農業委員会ネットワーク機構又は農業経営・就農支援センター職	

1 資金の交付事業の実施に関する事務

2 資金の交付事業の普及活動

3 資金の交付事業の交付対象者の指導活動

(新設)

(新設)

(新設)

(別表)

推進事業費

区分	内容	注意点
謝金	事業を実施するために直接に必要な事務の補助、専門的知識の提供、資料の収集、会議の出席等について協力を得た有識者等に対する謝礼に必要な経費	(略)
(略)	(略)	
事務等経費	事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、雑役務費(手数料、印紙代等)、借上費(会場借料、パソコン等のリース料)、消耗品費、賃金(臨時的に雇用した者、全国農業委員会ネットワーク機構又は農業経営・就農支援センター職	

	員に対して支払う実働に応じた対価、都道府県及び市町村職員の時間外労働に応じた対価)、会計年度任用職員給与(地方公共団体において会計年度任用職員に任用された職員を本事業に従事させる場合の地方公共団体が定める会計年度任用職員の給与に関する条例等の規定に基づく給料、報酬及び諸手当(本事業への従事割合に応じて助成対象とすることが可能))、共済費(臨時的に雇用した者等の賃金に係る社会保険料及び子ども・子育て拠出金)等	
(略)	(略)	

(略)

別紙様式第1号

(略)

1～4 (略)

5 その他

(略)	
過去に本事業、農業次世代人材投資事業、令和元年度補正就職氷河期新規就農促進事業、令和2年度補正就職氷河	(略)

	員に対して支払う実働に応じた対価、都道府県及び市町村職員の時間外労働に応じた対価)、会計年度任用職員給与(地方公共団体において会計年度任用職員に任用された職員を本事業に従事させる場合の地方公共団体が定める会計年度任用職員の給与に関する条例等の規定に基づく給料、報酬及び諸手当(本事業への従事割合に応じて助成対象とすることが可能))、共済費(臨時雇用者等の賃金に係る社会保険料及び子ども・子育て拠出金)等	
(略)	(略)	

(略)

別紙様式第1号

(略)

1～4 (略)

5 その他

(略)	
過去に本事業、農業次世代人材投資事業(準備型)、就職氷河期世代の新規就農促進事業(令和元年度補正予算、令	(略)

期新規就農促進事業、就農準備支援事業、就農準備資金・経営開始資金による資金の交付

(略)

※8 「世帯」とは本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。「所得」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」。

6 (略)

(略)

別紙様式第2号

(略)

新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱(令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知)の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。

なお、実施要綱の規定により、当該資金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを(保証人の署名を添えて*₂)誓約します。

1～7 (略)

添付書類

別添1～別添9 (略)

別添10: 「みどりチェック」チェックシート

*1 「世帯」とは本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。

和2年度補正予算)、就農準備支援事業、就農準備資金・経営開始資金による資金の交付

(略)

※8 「世帯」とは本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。「所得」とは、地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」。

6 (略)

(略)

別紙様式第2号

(略)

新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。

なお、実施要綱の規定により、当該資金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを(保証人の署名を添えて*₂)誓約します。

1～7 (略)

添付書類

別添1～別添9 (略)

別添10: 環境負荷低減のチェックシート

*1 「世帯」とは本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。

「所得」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」。

* 2 (略)

別添10

「みどりチェック」チェックシート（農業経営体向け）

事業名	
組織名	
代表者氏名	↓該当する方に○
住所	申請時（します）
連絡先	報告時（しました）

・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。

・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。

・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。

解説書

「所得」とは、地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」。

* 2 (略)

別添10

環境負荷低減のチェックシート（農業経営体向け）

氏名： _____

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)		申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
①	<input type="checkbox"/>	肥料の適正な保管	<input type="checkbox"/>	②	<input type="checkbox"/>	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>
②	<input type="checkbox"/>	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>	申請時 (します)	<input type="checkbox"/>	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
③	<input type="checkbox"/>	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	<input type="checkbox"/>	③	<input type="checkbox"/>	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
④	<input type="checkbox"/>	有機物の適正な施用による土づくりを検討	<input type="checkbox"/>	申請時 (します)	<input type="checkbox"/>	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)	④	<input type="checkbox"/>	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める（再掲）	<input type="checkbox"/>
⑤	<input type="checkbox"/>	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	<input type="checkbox"/>	⑤	<input type="checkbox"/>	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲）	<input type="checkbox"/>
⑥	<input type="checkbox"/>	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める	<input type="checkbox"/>	申請時 (します)	<input type="checkbox"/>	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑦	<input type="checkbox"/>	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討	<input type="checkbox"/>	⑥	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑧	<input type="checkbox"/>	農業の適正な使用・保管	<input type="checkbox"/>	⑦	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>



チェック	環境関係法令の遵守等	
<input type="checkbox"/>	①	みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	②	関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	③	正しい知識に基づく作業安全に努める
	適正な施肥	
<input type="checkbox"/>	④	肥料の適正な保管
<input type="checkbox"/>	⑤	肥料の使用状況等の記録・保存に努める
<input type="checkbox"/>	⑥	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討
<input type="checkbox"/>	⑦	有機物の適正な施用による土づくりを検討
	適正な防除・生物多様性への悪影響の防止	
<input type="checkbox"/>	⑧	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
<input type="checkbox"/>	⑨	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める
<input type="checkbox"/>	⑩	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討
<input type="checkbox"/>	⑪	農薬の適正な使用・保管
<input type="checkbox"/>	⑫	農薬の使用状況等の記録・保存
	エネルギーの節減	
<input type="checkbox"/>	⑬	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
	悪臭及び害虫の発生防止	

⑨	<input type="checkbox"/>	農薬の使用状況等の記録・保存	<input type="checkbox"/>	⑬	<input type="checkbox"/>	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	<input type="checkbox"/>
	申請時 (しました)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)	⑭	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>
⑩	<input type="checkbox"/>	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>				
⑪	<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>				

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>
 ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
 ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。
 上記について確認しました→

<input type="checkbox"/>	⑭ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
<input type="checkbox"/>	⑮ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）とする。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。

・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました→

環境負荷低減に向けた取組の趣旨

交付対象者は、みどりの食料システム法第15条の規定に基づく基本方針等に基づき環境負荷の低減に取り組むものとし、最低限行うべき環境負荷低減の取組について定めた「みどりチェック」チェックシートに記載の各取組を実施することとする。

環境負荷低減に向けた取組の趣旨

事業実施主体は、みどりの食料システム法第15条の規定に基づく基本方針等に基づき環境負荷の低減に取り組むものとし、最低限行うべき環境負荷低減の取組について定めた環境負荷低減のチェックシートに記載の各取組を実施することとする。

本事業においては、事業申請時にみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減に取り組む意思を確認した上で、就農状況報告時に取組状況を報告することとする。

なお、「みどりチェック」チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

本事業においては、事業申請時にみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減に取り組む意思を確認した上で、就農状況報告時に取組状況を報告することとする。

なお、環境負荷低減のチェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

「関係法令の遵守」については、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

(1) 適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等

(2) 適正な防除

- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等

(3) エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

(4) 悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律

第116号)

- 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等
- （6）生物多様性への悪影響の防止
 - 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
 - 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
 - 湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
 - 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
 - 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
 - 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
 - 漁業法（昭和24年法律第267号）
 - 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
 - 持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等
- （7）環境関係法令の遵守等
 - 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
 - 環境影響評価法（平成9年法律第81号）
 - 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
 - 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推

別添10

「みどりチェック」チェックシート（畜産経営体向け）

事業名	
組織名	
代表者氏名	↓該当する方に○
住所	申請時（します）
連絡先	報告時（しました）

・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。

・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。

・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。

・※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。

解説書

進に関する法律（平成19年法律第56号）

・土地改良法（昭和24年法律第195号）

・森林法（昭和26年法律第249号）等

別添10

環境負荷低減のチェックシート（畜産経営体向け）

氏名： _____

申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
① □	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 肥料の適正な保管	□	⑨ □	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	□
② □	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	□	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)	⑩ □	※特定事業場である場合（該当しない□） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	□
③ □	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	□	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
④ □	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 農薬の適正な使用・保管	□	⑪ □	みどりの食料システム戦略の理解	□
⑤ □	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 農薬の使用状況等の記録・保管	□	⑫ □	関係法令の遵守	□
申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)	⑬ □	GAP・HACCPについて可能な取組から実践	□
⑥ □	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネ	□	⑭ □	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している	□



チェック		環境関係法令の遵守等	
<input type="checkbox"/>	①	みどりの食料システム戦略の理解	
<input type="checkbox"/>	②	関係法令の遵守	
	③	GAP・HACCPについて可能な取組から実践	
	④	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している	
<input type="checkbox"/>	⑤	正しい知識に基づく作業安全に努める	
	⑥	※和牛生産を行っている場合（該当しない□） 家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律の遵守	
悪臭及び害虫の発生防止			
	⑦	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	
	⑧	※飼養頭数が一定規模以上の場合（該当しない□） 家畜排せつ物の管理基準の遵守	
適正な施肥			
<input type="checkbox"/>	⑨	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 肥料の適正な保管	
<input type="checkbox"/>	⑩	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	
適正な防除			
<input type="checkbox"/>	⑪	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検	

		ルギー消費をしないように努める						
	<input type="checkbox"/>	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時(しました)		⑮	<input type="checkbox"/>	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の害獣の発生防止・低減は不要です。			⑯	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	※飼養頭数が一定規模以上の場合（該当しない□） 家畜排せつ物の管理基準の遵守			⑰	<input type="checkbox"/>	※和牛生産を行っている場合（該当しない□） 家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律の遵守	<input type="checkbox"/>

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について確認しました→□

		討
<input type="checkbox"/>	⑫	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 農薬の適正な使用・保管
<input type="checkbox"/>	⑬	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 農薬の使用状況等の記録・保存
		エネルギーの節減
<input type="checkbox"/>	⑭	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や 導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費 をしないように努める
		廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な 処分、生物多様性への悪影響の防止
<input type="checkbox"/>	⑮	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
	⑯	※特定事業場である場合（該当しない□） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）とする。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。

・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました→

環境負荷低減に向けた取組の趣旨

交付対象者は、みどりの食料システム法第15条の規定に基づく基本方針等に基づき環境負荷の低減に取り組むものとし、最低限行うべき環境負荷低減の取組について定めた「みどりチェック」チェックシートに記載の各取組を実施することとする。

本事業においては、事業申請時にみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減に取り組む意思を確認した上で、就農状況報告時に取組状況を報告することとする。

なお、「みどりチェック」チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

環境負荷低減に向けた取組の趣旨

事業実施主体は、みどりの食料システム法第15条の規定に基づく基本方針等に基づき環境負荷の低減に取り組むものとし、最低限行うべき環境負荷低減の取組について定めた環境負荷低減のチェックシートに記載の各取組を実施することとする。

本事業においては、事業申請時にみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減に取り組む意思を確認した上で、就農状況報告時に取組状況を報告することとする。

なお、環境負荷低減のチェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

「関係法令の遵守」については、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

(1) 適正な施肥

・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）

・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）

・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等

(2) 適正な防除

・農薬取締法（昭和23年法律第82号）

・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等

（3）エネルギーの節減

・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

（4）悪臭及び害虫の発生防止

・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）

・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等

（5）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）

・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）

・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）

・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等

（6）生物多様性への悪影響の防止

・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）

・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）

・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）

・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）

・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に

- ・ 関する法律（平成19年法律第134号）
- ・ 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
- ・ 漁業法（昭和24年法律第267号）
- ・ 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- ・ 持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等
- （7） 環境関係法令の遵守等
- ・ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・ 環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
- ・ 土地改良法（昭和24年法律第195号）
- ・ 森林法（昭和26年法律第249号）等

別紙様式第3号

(略)

(略)									
(略)						<u>0</u>	0	0	円
(略)									

(略)

別紙様式第5号

(略)

別紙様式第3号

(略)

(略)									
(略)					(削 る 。)	0	0		円
(略)									

(略)

別紙様式第5号

(略)

1 (略)
 ア (略)
 イ 技術の習得状況

a (略)	4・3 (略) 2 : 研修内容は <u>おおむね</u> 理解しているものの指導 を受けながらでないと作 業できない 1・0 (略)	(略)
-------	--	-----

(略)

b (略)	4・3 (略) 2 : 研修内容は <u>おおむね</u> 理解しているものの指導 を受けながらでないと操 作できない 1・0 (略)	(略)
-------	--	-----

(略)

(略)
 ウ (略)
 2 (略)

ア 研修取組状況

(略)	
c (略)	聞き入れている・ <u>おおむね</u> 聞き入れている・聞き入れ ない

イ 技術の習得状況 5 : ほぼ完全に理解している。4 : おおむ

1 (略)
 ア (略)
 イ 技術の習得状況

a (略)	4・3 (略) 2 : 研修内容は <u>概ね</u> 理解 しているものの指導を受 けながらでないと作業で きない 1・0 (略)	(略)
-------	---	-----

(略)

b (略)	4・3 (略) 2 : 研修内容は <u>概ね</u> 理解 しているものの指導を受 けながらでないと操作で きない 1・0 (略)	(略)
-------	---	-----

(略)

(略)
 ウ (略)
 2 (略)

ア 研修取組状況

(略)	
c (略)	聞き入れている・ <u>概ね</u> 聞き 入れている・聞き入れない

イ 技術の習得状況 5 : ほぼ完全に理解している。4 : 概ね

ね（8割程度）理解している。3：普通（5割程度）2：やや理解が劣る。（3割程度）1：理解していない。0：まだ習っていない。

（略）

ウ・エ （略）

3 （略）

ア （略）

イ 出席状況

a おおむね1年かつおおむね1,200時間以上の研修を受けているか	（略）
（略）	

ウ （略）

4 （略）

別紙様式第9－1号

（略）

添付書類

別添1～6. （略）

別添7. 「みどりチェック」チェックシート（原則、1月の報告の際のみ添付する。申請時の別添10を利用。）＊6

＊1～6 （略）

別紙様式第17号－1号（独立・自営就農者向け）

（略）

1 （略）

ア （略）

（8割程度）理解している。3：普通（5割程度）2：やや理解が劣る。（3割程度）1：理解していない。0：まだ習っていない。

（略）

ウ・エ （略）

3 （略）

ア （略）

イ 出席状況

a 概ね1年かつ概ね1,200時間以上の研修を受けているか	（略）
（略）	

ウ （略）

4 （略）

別紙様式第9－1号

（略）

添付書類

別添1～6. （略）

別添7. 環境負荷低減のチェックシート（原則、1月の報告の際のみ添付する。申請時の別添10を利用。）＊6

＊1～6 （略）

別紙様式第17号－1号（独立・自営就農者向け）

（略）

1 （略）

ア （略）

イ 栽培・経営管理状況

a (略)	習得できている・ <u>おおむね</u> 習得できている・習得していない
b (略)	習得できている・ <u>おおむね</u> 習得できている・習得していない
c (略)	習得できている・ <u>おおむね</u> 習得できている・習得していない
d～f (略)	
g (略)	把握している・ <u>おおむね</u> 把握している・把握していない
h (略)	

ウ 青年等就農計画等の達成に向けた取組状況

a (略)	①計画どおりの規模で経営している・② <u>おおむね</u> 計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない。
----------	--

(略)

b (略)	
(略)	①計画どおりの量を生産している・② <u>おおむね</u> 計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できていない
(略)	①計画どおりの量を生産している・② <u>おおむね</u> 計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できてい

イ 栽培・経営管理状況

a (略)	習得できている・ <u>概ね</u> 習得できている・習得していない
b (略)	習得できている・ <u>概ね</u> 習得できている・習得していない
c (略)	習得できている・ <u>概ね</u> 習得できている・習得していない
d～f (略)	
g (略)	把握している・ <u>概ね</u> 把握している・把握していない
h (略)	

ウ 青年等就農計画等の達成に向けた取組状況

a (略)	①計画どおりの規模で経営している・② <u>概ね</u> 計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない。
----------	--

(略)

b (略)	
(略)	①計画どおりの量を生産している・② <u>概ね</u> 計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できていない
(略)	①計画どおりの量を生産している・② <u>概ね</u> 計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できてい

	ない
(略)	①計画どおりの量を生産している・② <u>おおむね</u> 計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できていない

(略)

c (略)	
(略)	①計画どおりの <u>売上げ</u> を計上している・② <u>おおむね</u> 計画どおりの <u>売上げ</u> を計上している ③計画どおりの <u>売上げ</u> を得られていない。
(略)	①計画どおりの <u>売上げ</u> を計上している・② <u>おおむね</u> 計画どおりの <u>売上げ</u> を計上している ③計画どおりの <u>売上げ</u> を得られていない。
(略)	①計画どおりの <u>売上げ</u> を計上している・② <u>おおむね</u> 計画どおりの <u>売上げ</u> を計上している ③計画どおりの <u>売上げ</u> を得られていない。

(略)

エ 労働環境等に対する取組状況

	ない
(略)	①計画どおりの量を生産している・② <u>概ね</u> 計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できていない

(略)

c (略)	
(略)	①計画どおりの <u>売上</u> を計上している・② <u>概ね</u> 計画どおりの <u>売上</u> を計上している ③計画どおりの <u>売上げ</u> を得られていない。
(略)	①計画どおりの <u>売上</u> を計上している・② <u>概ね</u> 計画どおりの <u>売上</u> を計上している ③計画どおりの <u>売上げ</u> を得られていない。
(略)	①計画どおりの <u>売上</u> を計上している・② <u>概ね</u> 計画どおりの <u>売上</u> を計上している ③計画どおりの <u>売上げ</u> を得られていない。

(略)

エ 労働環境等に対する取組状況

a (略)	清潔で快適に整備できている・ <u>おおむね</u> 整備できている・整備できていない
b (略)	安全性に十分配慮し事故防止に取り組んでいる・ <u>お</u> <u>おむね</u> 取り組んでいる・取り組んでいない
c (略)	食品の安全性確保のため十分に取り組んでいる・ <u>お</u> <u>おむね</u> 取り組んでいる・取り組んでいない

2 (略)

ア 耕作すべき土地が遊休化されていないか

遊休化されている土地はない・おおむね遊休化されている土地はない・遊休化されている土地がある
作付期間外である

イ 農作物を適切に生産しているか

適切に生産されている・おおむね適切に生産されている
適切に生産されていない土地がある。(管理が不十分で雑草が生い茂っている土地がある。)・作付期間外である

3 (略)

ア・イ (略)

ウ 農地の権利設定状況 (農地の権利設定に変更があった場合のみ)

(略)

※農地法第3条の3に基づく届出、公告のあった農用地利用集積計画、農用地利用配分計画、農用地利用集積等促進計画、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業

a (略)	清潔で快適に整備できている・ <u>概ね</u> 整備できている・整備できていない
b (略)	安全性に十分配慮し事故防止に取り組んでいる・ <u>概</u> <u>ね</u> 取り組んでいる・取り組んでいない
c (略)	食品の安全性確保のため十分に取り組んでいる・ <u>概</u> <u>ね</u> 取り組んでいる・取り組んでいない

2 (略)

ア 耕作すべき土地が遊休化されていないか

遊休化されている土地はない・概ね遊休化されている土地はない・遊休化されている土地がある
作付期間外である

イ 農作物を適切に生産しているか

適切に生産されている・概ね適切に生産されている
適切に生産されていない土地がある。(管理が不十分で雑草が生い茂っている土地がある。)・作付期間外である

3 (略)

ア・イ (略)

ウ 農地の権利設定状況 (農地の権利設定に変更があった場合のみ)

(略)

※公告のあった農用地利用集積計画、農用地利用配分計画、農用地利用集積等促進計画、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画又は特定作業受委託契約書に

計画又は特定作業受委託契約書による農地の権利設定を含む。

4 (略)

別紙様式第17号－2号（雇用就農者向け）

(略)

1・2 (略)

3 (略)

ア (略)

(略)

おおむねの出勤状況	(略)
-----------	-----

4 (略)

別紙様式第19号

(略)

(略)

(略)	(略)
・農の雇用事業、雇用就農資金、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農緊急支援資金による助成（農業法人等として）、経営継承・発展支援事業による補助	

※1 (略)

※2 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から、被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額。

による農地の権利設定を含む。

4 (略)

別紙様式第17号－2号（雇用就農者向け）

(略)

1・2 (略)

3 (略)

ア (略)

(略)

概ねの出勤状況	(略)
---------	-----

4 (略)

別紙様式第19号

(略)

(略)

(略)	(略)
・農の雇用事業、雇用就農資金、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農緊急支援資金による助成（農業法人等として）、経営継承・発展支援事業による助成	

※1 (略)

※2 地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から、被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額。

※3 (略)

(略)

別紙様式第22号

第1 本事業における個人情報

本事業において作成する交付対象者情報に記載し、データベースに登録される、交付対象者に係る個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の規定に基づき適切に対応する必要があります。

また、第2に掲げる用途において、個人情報の記載や確認が必要となることから、個人情報の利用目的を明らかにし、準備支援資金交付対象者及び開始支援資金交付対象者本人の同意を得ることにより、本事業を実施してください。

第2・3 (略)

(別紙)

(略)

就農準備・経営開始支援事業に係る個人情報の取扱いについて

交付主体は、就農準備・経営開始支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、交付主体は、本事業による交付対象者の研修状況や就農状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関（注）へ提供し、又は確認する場

※3 (略)

(略)

別紙様式第22号

第1 本事業における個人情報

本事業において作成する交付対象者情報に記載し、データベースに登録される、交付対象者に係る個人情報の取扱いについては、個人情報保護法（平成15年法律第57号）等の規定に基づき適切に対応する必要があります。

また、第2に掲げる用途において、個人情報の記載や確認が必要となることから、個人情報の利用目的を明らかにし、準備支援資金交付対象者及び開始支援資金交付対象者本人の同意を得ることにより、本事業を実施してください。

第2・3 (略)

(別紙)

(略)

就農準備・経営開始支援事業に係る個人情報の取扱いについて

交付主体は、就農準備・経営開始支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報保護法（平成15年法律第57号）等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、交付主体は、本事業による交付対象者の研修状況や就農状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関（注）へ提供し、又は確認する場

合があります。
(略)
(略)

合があります。
(略)
(略)

改正後	改正前
<p>(別記2)</p> <p>第5 事業内容</p> <p>I 世代交代円滑化タイプ</p> <p>1 交付対象者の要件 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農をしている又はする予定であること。</p> <p>ア <u>交付対象者(交付対象者が法人の場合は、当該法人の役員を含む。イ並びにIIの1の(2)のア及びイにおいて同じ。)</u>が農地の所有権若しくは利用権(農業上の利用を目的とする賃借権若しくは使用貸借による権利又は農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利をいう。)を有している、又は農地の所有者等との間で締結した特定作業受委託契約によって作業の委託を受けていること。</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>(4)～(10) (略)</p>	<p>(別記2)</p> <p>第5 事業内容</p> <p>I 世代交代円滑化タイプ</p> <p>1 交付対象者の要件 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農をしている又はする予定であること。</p> <p>ア <u>農地の所有権又は利用権(農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同項各号に掲げる場合に該当するもの、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号。以下「令和4年改正法」という。)附則第5条第1項の規定に基づく公告があったもの、令和4年改正法附則第9条第2項の規定に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第7項の規定に基づく公告があったもの、都市農地の貸借の円滑化に関する法律(平成30年法律第68号)第4条第1項の規定に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。以下同じ。)</u>を交付対象者(交付対象者が法人の場合は、当該法人の役員を含む。イ及びIIにおいて同じ。)が有していること。</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>(4)～(10) (略)</p>

(11) 新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）の別記1経営発展支援事業（以下「経営発展支援事業」という。）、同実施要綱の別記2経営開始資金、新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）の別記6初期投資促進事業（以下「令和4年度補正初期投資促進事業」という。）、別記1就農準備・経営開始支援事業のうち経営開始支援資金、別記2世代交代・初期投資促進事業の第2のII又は経営継承・発展等支援事業実施要綱の廃止について（令和8年3月31日付け7経営第2990号農林水産事務次官依命通知）による廃止前の経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）別記1の経営継承・発展支援事業（以下「経営継承・発展支援事業」という。）による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

(12) (略)

2～7 (略)

II 初期投資促進タイプ

1 交付対象者の要件

(略)

(1)～(4) (略)

(5) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ、継承する農業経営の現状の所得、売上げ若し

(11) 新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）の別記1経営発展支援事業（以下「経営発展支援事業」という。）、同実施要綱の別記2経営開始資金、新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）の別記6初期投資促進事業（以下「令和4年度補正初期投資促進事業」という。）、別記1就農準備・経営開始支援事業のうち経営開始支援資金、別記2世代交代・初期投資促進事業の第2のII又は経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）別記1の経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

(12) (略)

2～7 (略)

II 初期投資促進タイプ

1 交付対象者の要件

(略)

(1)～(4) (略)

(5) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ、継承する農業経営の現状の所得、売上若しく

くは付加価値額を10%以上増加させ、又は生産コストを10%以上減少させる初期投資促進事業計画等であると取組主体に認められること。

- (6) 地域計画のうち目標地図に位置付けられ、若しくは位置付けられることが確実と見込まれること、又は農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）から農地を借り受けていること（以下「目標地図に位置付けられた者等」という。）。

ただし、交付対象者が東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村をいう。以下「原子力被災12市町村」という。）若しくは令和6年能登半島地震の被災市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町に限る。以下同じ。）又は市街化区域において営農する場合は、この限りでない。

- (7) 経営発展支援事業、雇用就農資金等実施要綱（令和7年3月31日付け6経営第2412号農林水産事務次官依命通知）の別記1雇用就農資金（以下「雇用就農資金」という。）、令和4年度補正初期投資促進事業、雇用就農緊急対策実施要綱（令和6年12月25日付け6経営第1765号農林水産事務次官依命通知）の別記4雇用就農緊急支援資

は付加価値額を10%以上増加させ、又は生産コストを10%以上減少させる初期投資促進事業計画等であると取組主体に認められること。

- (6) 地域計画のうち目標地図に位置付けられ、若しくは位置付けられることが確実と見込まれること、又は農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）から農地を借り受けていること（以下「目標地図に位置付けられた者等」という。）。

ただし、交付対象者が東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村をいう。）若しくは令和6年能登半島地震の被災市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町に限る。）又は市街化区域において営農する場合は、この限りでない。

- (7) 経営発展支援事業、雇用就農資金等実施要綱（令和7年3月31日付け6経営第2412号農林水産事務次官依命通知）の別記1雇用就農資金（以下「雇用就農資金」という。）、令和4年度補正初期投資促進事業、雇用就農緊急対策実施要綱（令和6年12月25日付け6経営第1765号農林水産事務次官依命通知）の別記4雇用就農緊急支援資

金（以下「雇用就農緊急支援資金」という。）、別記2の第2のI「世代交代円滑化タイプ」による助成金又は経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

(8)～(11) (略)

2 助成対象

(1)・(2) (略)

(3) (1)の事業内容は、個々の事業内容ごとに、次に掲げる基準を満たすものとする。

ア・イ (略)

ウ (1)のアについては次に掲げる基準を満たすこと。

(ア) (略)

(イ)原則として、運搬用トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー、バックホウ、GPSガイダンスシステム等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。ただし、以下に掲げる場合には、この限りではない。

a フォークリフト、ショベルローダー、バックホウ、GPSガイダンスシステム（農業用機械に設置するものに限る。）等の機械については、以下の要件を全て満たすものであること。

(a)～(c) (略)

b (略)

(ウ)～(コ) (略)

金（以下「雇用就農緊急支援資金」という。）、別記2の第2のI「世代交代円滑化タイプ」による助成金又は経営継承・発展等支援事業実施要綱別記1の経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

(8)～(11) (略)

2 助成対象

(1)・(2) (略)

(3) (1)の事業内容は、個々の事業内容ごとに、次に掲げる基準を満たすものとする。

ア・イ (略)

ウ (1)のアについては次に掲げる基準を満たすこと。

(ア) (略)

(イ)原則として、運搬用トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、GPSガイダンスシステム等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。ただし、以下に掲げる場合には、この限りではない。

a フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、GPSガイダンスシステム（農業用機械に設置するものに限る。）等の機械については、以下の要件を全て満たすものであること。

(a)～(c) (略)

b (略)

(ウ)～(コ) (略)

(4) (略)

3 助成額

(1)・(2) (略)

(3) 複数の青年就農者が法人を設立し、共同経営する場合であって、1の(1)の要件を満たす者(当該法人が目標地図に位置付けられた者等に限る。)については、経営開始支援資金又は経営開始資金の交付を受ける者にあつては500万円、受けない者にあつては1,000万円(当該法人に夫婦を含む場合は、当該夫婦について、経営開始支援資金又は経営開始資金の交付を受ける場合は750万円、受けない場合は1,500万円)を合算した額又は2,000万円のいずれか低い額を上限額とする。

なお、事業実施年度の前年度より前に経営開始している農業者が法人の役員に1名でも存在する場合は、交付の対象外とする。

4・5 (略)

第6 交付対象者の手続

1 交付対象者事業計画の承認申請

本事業の助成を受けようとする者又は法人は、就農・経営継承計画等又は初期投資促進事業計画等(以下「交付対象者事業計画」という。)を作成し、取組主体に承認申請する。

あわせて、交付対象者事業計画の別添8「みどりチェック」チェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、取組主体に提出する。

なお、交付対象者事業計画を作成するに当たっては、取組

(4) (略)

3 助成額

(1)・(2) (略)

(3) 複数の青年就農者が法人を設立し、共同経営する場合であって、1の(1)の要件を満たす者(当該法人が目標地図に位置付けられた者等に限る。)については、経営開始支援資金又は経営開始資金の交付を受ける者にあつては500万円、受けない者にあつては1,000万円(当該法人に夫婦を含む場合は、当該夫婦について、経営開始支援資金又は経営開始資金の交付を受ける場合は750万円、受けない場合は1,500万円)を合算した額又は2,000万円のいずれか低い額を上限額とする。

なお、令和6年度より前に経営開始している農業者が法人の役員に1名でも存在する場合は、交付の対象外とする。

4・5 (略)

第6 交付対象者の手続

1 交付対象者事業計画の承認申請

本事業の助成を受けようとする者又は法人は、就農・経営継承計画等又は初期投資促進事業計画等(以下「交付対象者事業計画」という。)を作成し、取組主体に承認申請する。

なお、交付対象者事業計画を作成するに当たっては、取組主体に相談し、計画の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、都道府県普及指導センター等の関係機関、第8の7のサポート体制の関係者等から助言及び指導を受けることとする。

主体に相談し、計画の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、都道府県普及指導センター等の関係機関、第8の7のサポート体制の関係者等から助言及び指導を受けることとする。

2～4 (略)

5 就農状況報告等

(1) 就農状況報告

交付対象者は、事業実施の翌年度から交付対象者事業計画に定めた目標年度の翌年度まで、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月（実績報告後1回目の報告においては、実績報告後又は就農後からの期間）の就農・経営継承計画等又は就農状況報告（別紙様式第4号。以下「就農状況報告等」という。）を取組主体に提出する。

また、交付対象者は、毎年1回、就農状況報告等を提出する際（原則、毎年1月末までの報告時）に、別紙様式第1号－1別添11又は別紙様式第4号別添5の「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、前回のチェックシートの提出以降（実績報告後1回目の報告においては、実績報告後又は就農後からの期間）に実施した旨をチェックした上で、取組主体に提出する。なお、「みどりチェック」チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組を実施したかどうか確認を行うこととする。

(2) (略)

(3) 就農報告

交付対象者は、実績報告後に就農する場合は、就農後1か

2～4 (略)

5 就農状況報告等

(1) 就農状況報告

交付対象者は、事業実施の翌年度から交付対象者事業計画に定めた目標年度の翌年度まで、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月（実績報告後1回目の報告においては、実績報告後又は就農後からの期間）の就農・経営継承計画等又は就農状況報告（別紙様式第4号。以下「就農状況報告等」という。）を取組主体に提出する。

また、交付対象者は、毎年1回、就農状況報告等を提出する際（原則、毎年1月末までの報告時）に、別紙様式第4号別添5の環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、前回のチェックシートの提出以降（実績報告後1回目の報告においては、実績報告後又は就農後からの期間）に実施した旨をチェックした上で、取組主体に提出する。なお、環境負荷低減のチェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組を実施したかどうか確認を行うこととする。

(2) (略)

(3) 就農報告

交付対象者は、実績報告後に就農する場合は、就農後1か

月以内に就農届（別紙様式第6号）を取組主体に提出する。ただし、別記1の第6の1の（7）のエ又は就農準備資金・経営開始資金の第6の1の（7）のエの報告を提出した場合は、当該報告をもって提出したものとみなすことができる。

6 （略）

第7 都道府県の手続等

1 （略）

2 サポート体制の整備

都道府県は、交付対象者が円滑に就農し、定着できるよう、就農に向けた相談体制を構築し、就農先の紹介や経営開始に当たっての農地、資金の確保等の交付対象者の就農に向けた課題に対し、就農先、地域の関係機関と連携してサポートするとともに、当該サポート体制について新規就農者育成総合対策実施要綱の別記5 農業人材確保推進事業の第3の2の（1）のオの新規就農支援ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）において公表するものとする。ただし、別記1の別紙様式第24号別添（別紙）又は就農準備資金・経営開始資金の別紙様式第24号別添（別紙）の都道府県サポート計画を作成している場合は、当該計画の公表をもって本事業のサポート体制を整備し、公表したものとみなすことができる。

3 （略）

第8 取組主体の手続等

1～4 （略）

5 就農状況等の確認

（1）（略）

月以内に就農届（別紙様式第6号）を取組主体に提出する。ただし、別記1の第6の1の（7）のエ又は就農準備資金・経営開始資金の第6の1の（7）のエの報告を提出した場合は、当該報告をもって提出したものと見なすことができる。

6 （略）

第7 都道府県の手続等

1 （略）

2 サポート体制の整備

都道府県は、交付対象者が円滑に就農し、定着できるよう、就農に向けた相談体制を構築し、就農先の紹介や経営開始に当たっての農地、資金の確保等の交付対象者の就農に向けた課題に対し、就農先、地域の関係機関と連携してサポートするとともに、当該サポート体制について新規就農者育成総合対策実施要綱の別記5 農業人材確保推進事業の第3の2の（1）のオの新規就農支援ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）において公表するものとする。ただし、別記1の別紙様式第24号別添（別紙）又は就農準備資金・経営開始資金の別紙様式第24号別添（別紙）の都道府県サポート計画を作成している場合は、当該計画の公表をもって本事業のサポート体制を整備し、公表したものと見なすことができる。

3 （略）

第8 取組主体の手続等

1～4 （略）

5 就農状況等の確認

（1）（略）

(2) 経営状況の確認

(略)

ア・イ (略)

ウ 書類確認

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 農地の権利設定の状況が確認できる書類（農地台帳（農地法（昭和27年法律第229号）第52条の2に基づき農業委員会が作成する農地台帳をいう。））、農地法第3条の許可を受けた使用貸借、賃貸借若しくは売買契約書、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号。以下「令和4年改正法」という。）の施行前の基盤強化法第19条の規定に基づく公告があった農用地利用集積計画、令和4年改正法の施行前の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定に基づく公告があった農用地利用配分計画、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定に基づく公告があった農用地利用集積等促進計画、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）第4条第1項の規定に基づく事業計画又は特定作業受委託契約書のうち該当する箇所のいずれかの書類の写し。以下同じ。）

(3) (略)

6 申請窓口

(1) (略)

(2) 目標地図の策定市町村と交付対象者の居住市町村が異なる場合は、両市町村で調整の上、居住する市町村から交付

(2) 経営状況の確認

(略)

ア・イ (略)

ウ 書類確認

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 農地の権利設定の状況が確認できる書類（農地基本台帳、農地法第3条の許可を受けた使用貸借、賃貸借若しくは売買契約書、令和4年改正法附則第5条に基づく公告があった農用地利用集積計画、令和4年改正法附則第9条に基づく公告があった農用地利用配分計画、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく公告があった農用地利用集積等促進計画、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画又は特定作業受委託契約書のうち該当する箇所のいずれかの書類の写し。以下同じ。）

(3) (略)

6 申請窓口

(1) (略)

(2) 目標地図策定市町村と交付対象者の居住市町村が異なる場合は、両市町村で調整の上、居住する市町村から交付す

することができるものとする。

7 サポート体制の整備

(1) 取組主体は、交付対象者の「経営・技術」、「営農資金」、「農地」の各課題に対応できるよう、都道府県普及指導センター、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫等の金融機関、農業委員会等の関係機関に所属する者、指導農業士等の関係者で構成するサポート体制を整備するものとする。取組主体は、別紙様式第10号別添（別紙2）により、当該サポート体制等を記載した新規就農者に対するサポート計画（以下「地域サポート計画」という。）を新規就農者の支援ニーズを把握した上で作成し、ポータルサイトに公表するものとする。ただし、別記1の別紙様式第25号別添又は就農準備資金・経営開始資金の別紙様式第25号別添の地域サポート計画を作成している場合は、当該計画の公表をもって本事業の地域サポート計画を作成し、公表したものとみなすことができる。

(2)・(3) (略)

8～10 (略)

第9 事業計画等

1 (略)

2 事業計画の作成

(1) (略)

(2) 都道府県事業計画の作成

ア (略)

イ 国は、アで提出のあった都道府県事業計画について、

ることができるものとする。

7 サポート体制の整備

(1) 取組主体は、交付対象者の「経営・技術」、「営農資金」、「農地」の各課題に対応できるよう、都道府県普及指導センター、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫等の金融機関、農業委員会等の関係機関に所属する者、指導農業士等の関係者で構成するサポート体制を整備するものとする。取組主体は、別紙様式第10号別添（別紙2）により、当該サポート体制等を記載した新規就農者に対するサポート計画（以下「地域サポート計画」という。）を新規就農者の支援ニーズを把握した上で作成し、ポータルサイトに公表するものとする。ただし、別記1の別紙様式第25号別添又は就農準備資金・経営開始資金の別紙様式第25号別添の地域サポート計画を作成している場合は、当該計画の公表をもって本事業の地域サポート計画を作成し、公表したものと見なすことができる。

(2)・(3) (略)

8～10 (略)

第9 事業計画等

1 (略)

2 事業計画の作成

(1) (略)

(2) 都道府県事業計画の作成

ア (略)

イ 国は、アで提出のあった都道府県事業計画について、

第2のⅠとⅡの事業ごとに、本事業の助成を受けようとする者又は法人の取組をポイントの高い順に予算の範囲内で採択するものとする。なお、同ポイントの場合は国庫助成金の低い事業、国庫助成金も同額である場合は総事業費の高い取組計画を優先的に採択する。ただし、第2のⅡの事業において、別表1-2の1のポイントの合計値が9点未満の場合は、採択しないものとする。

ウ (略)

(3)・(4) (略)

3・4 (略)

第10 推進事業

(略)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(1) 助成金の交付事業の実施に関する事務

(2) 助成金の交付事業に関する普及活動(第5のⅠの事業に限る。)

(3) 助成金の交付事業の交付対象者の指導活動

(別表1-1)

1 世代交代円滑化タイプにおけるポイント表

No.	項目		ポイント
1	(略)	① 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目を含む研修を <u>おおむね1年以上(おおむね1,200時間以上)</u> 受けている	(略)
		② 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目について研修を <u>おおむね1年以上(お</u>	(略)

第2のⅠとⅡの事業ごとに、本事業の助成を受けようとする者又は法人の取組をポイントの高い順に予算の範囲内で採択するものとする。なお、同ポイントの場合は国庫助成金の低い事業、国庫助成金も同額である場合は総事業費の高い取組計画を優先的に採択する。ただし、第2のⅡの事業において、別表1-2の1の共通ポイントの合計値が9点未満の場合は、採択しないものとする。

ウ (略)

(3)・(4) (略)

3・4 (略)

第10 推進事業

(略)

1 助成金の交付事業の実施に関する事務

2 助成金の交付事業に関する普及活動(第5のⅠの事業に限る。)

3 助成金の交付事業の交付対象者の指導活動

(新設)

(新設)

(新設)

(別表1-1)

1 世代交代円滑化タイプにおけるポイント表

No.	項目		ポイント
1	(略)	① 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目を含む研修を <u>概ね1年以上(概ね1,200時間以上)</u> 受けている	(略)
		② 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目について研修を <u>概ね1年以上(概ね</u>	(略)

		おむね1,200時間以上) 受けている	
		③ (略)	(略)
2～9	(略)		
(略)			25

(略)

2 都道府県加算ポイント

(1) (略)

(2) 都道府県は、(1)のポイントの範囲内で新規就農者に求める取組等を設定し、取組主体から申請のあった本事業の助成を受けようとする者に対して、都道府県加算ポイント付けをすることができる。ただし、付与できるポイント数は、当該申請者の1のポイントの合計値の1/2(小数点以下切り捨て)を上限とする。

(略)

(別表1-2)

1 初期投資促進タイプにおけるポイント表

No.	項目		ポイント
1	(略)	① 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目を含む研修をおおむね1年以上(おおむね1,200時間以上)受けている	(略)
		② 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目について研修をおおむね1年以上(おおむね1,200時間以上)受けている	(略)
		③ (略)	(略)
(略)			

(略)

2 都道府県加算ポイント

(1) 都道府県は、本タイプの実施を要望した者の数(1のポイントの合計値が9点以上の者に限る)に3を乗じて得た数

		1,200時間以上) 受けている	
		③ (略)	(略)
2～9	(略)		
(略)			28

(略)

2 都道府県加算ポイント

(1) (略)

(2) 都道府県は、(1)のポイントの範囲内で新規就農者に求める取組等を設定し、取組主体から申請のあった本事業の助成を受けようとする者に対して、都道府県加算ポイント付けをすることができる。ただし、付与できるポイント数は、当該申請者の共通ポイントの合計値の1/2(小数点以下切り捨て)を上限とする。

(略)

(別表1-2)

1 共通ポイント

No.	項目		ポイント
1	(略)	① 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目を含む研修を概ね1年以上(概ね1,200時間以上)受けている	(略)
		② 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目について研修を概ね1年以上(概ね1,200時間以上)受けている	(略)
		③ (略)	(略)
(略)			

(略)

2 都道府県加算ポイント

(1) 都道府県は、本タイプの実施を要望した者の数(1の共通ポイントの合計値が9点以上の者に限る)に3を乗じて得た数

(直近年度の認定新規就農者の新規認定数が、直近年度の前年度の新規認定数を上回っている都道府県にあつては、3.3を乗じて得た数)を都道府県加算ポイントとして使用できる。

(2) 都道府県は、(1)のポイントの範囲内で新規就農者に求める取組等を設定し、取組主体から申請のあった本事業の助成を受けようとする者に対して、都道府県加算ポイント付けをすることができる。ただし、付与できるポイント数は、当該申請者の1のポイントの合計値の1/2(小数点以下切り捨て)を上限とする。

別紙様式第1号-1

(略)

1~10 (略)

11 共済等への加入

<u>共済等の名称</u>	<u>加入(予定)期間</u>	<u>年 月 日~</u> <u>年 月 日</u>
---------------	-----------------	-------------------------------

※通年で加入等するものとし、処分制限期間において加入等を継続すること。

添付書類(申請時)

別添1~別添7 (略)

別添8: 「みどりチェック」チェックシート

*1・2 (略)

数(直近年度の認定新規就農者の新規認定数が、直近年度の前年度の新規認定数を上回っている都道府県にあつては、3.3を乗じて得た数)を都道府県加算ポイントとして使用できる。

(2) 都道府県は、(1)のポイントの範囲内で新規就農者に求める取組等を設定し、取組主体から申請のあった本事業の助成を受けようとする者に対して、都道府県加算ポイント付けをすることができる。ただし、付与できるポイント数は、当該申請者の共通ポイントの合計値の1/2(小数点以下切り捨て)を上限とする。

別紙様式第1号-1

(略)

1~10 (略)

11 農業共済その他農業関係の保険への加入状況について(取組状況報告時に記載)(どちらかにチェックする。)

<u>加入している</u>
<u>加入していない</u>

(「加入している」にチェックした場合は以下も記載する。)

<u>加入している農業共済等の名称</u>	
-----------------------	--

添付書類(申請時)

別添1~別添7 (略)

別添8: 環境負荷低減のチェックシート

*1・2 (略)

添付書類（取組状況報告時）

別添9：（略）

別添10：（略）

別添11：「みどりチェック」チェックシート

（原則、1月の報告の際のみ添付する。申請時の別添8
を利用。）

別添12：（略）

別紙様式第1号－2

（略）

1 成果目標の取組

※実施する項目に○を記載してください。

No.	項目		ポイント
1	(略)	① 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目を含む研修をおおむね1年以上（おおむね1,200時間以上）受けている	(略)
		② 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目について研修をおおむね1年以上（おおむね1,200時間以上）受けている	(略)
		③ (略)	(略)
2～9	(略)		

（略）

第5の1の(5)の場合

目標とする取組	現状（令和○年）	目標（令和○年）
<input type="checkbox"/> 所得の10%以上増加 <input type="checkbox"/> 売上げの10%以上増加 <input type="checkbox"/> 付加価値額の10%増加 <input type="checkbox"/> 生産コストの10%減少	(略)	(略)

添付書類（取組状況報告時）

別添1：（略）

別添2：（略）

別添3：環境負荷低減のチェックシート

（原則、1月の報告の際のみ添付する。申請時の別添8
を利用。）

別添4：（略）

別紙様式第1号－2

（略）

1 成果目標の取組

※実施する項目に○を記載してください。

No.	項目		ポイント
1	(略)	① 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目を含む研修を概ね1年以上（概ね1,200時間以上）受けている	(略)
		② 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目について研修を概ね1年以上（概ね1,200時間以上）受けている	(略)
		③ (略)	(略)
2～9	(略)		

（略）

第5の1の(5)の場合

目標とする取組	現状（令和○年）	目標（令和○年）
<input type="checkbox"/> 所得の10%以上増加 <input type="checkbox"/> 売上の10%以上増加 <input type="checkbox"/> 付加価値額の10%増加 <input type="checkbox"/> 生産コストの10%減少	(略)	(略)

2～8 (略)

9 共済等への加入

共済等の名称		加入(予定)期間	年 月 日～ 年 月 日
--------	--	----------	-----------------

※通年で加入等するものとし、処分制限期間において加入等を継続すること。

10 (略)

添付書類

別添1～別添7 (略)

別添8: 「みどりチェック」チェックシート

*1 (略)

別添8

「みどりチェック」チェックシート(農業経営体向け)

事業名		
組織名		
代表者氏名		↓該当する方に○
住所		申請時(します)
連絡先		報告時(しました)

・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。

2～8 (略)

(新設)

9 (略)

添付書類

別添1～別添7 (略)

別添8: 環境負荷低減のチェックシート

*1 (略)

別添8

環境負荷低減のチェックシート(農業経営体向け)

氏名: _____

申請時(します)	(1) 適正な施肥	報告時(しました)	申請時(します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時(しました)
① <input type="checkbox"/>	肥料の適正な保管	<input type="checkbox"/>	⑫ <input type="checkbox"/>	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>
② <input type="checkbox"/>	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>	申請時(します)	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時(しました)
③ <input type="checkbox"/>	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	<input type="checkbox"/>	⑬ <input type="checkbox"/>	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
④ <input type="checkbox"/>	有機物の適正な施用による土づくりを検討	<input type="checkbox"/>	申請時(します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時(しました)
申請時(します)	(2) 適正な防除	報告時(しました)	⑭ <input type="checkbox"/>	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める(再掲)	<input type="checkbox"/>

・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。

・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。

解説書



チェック	環境関係法令の遵守等
<input type="checkbox"/>	① みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	② 関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	③ 正しい知識に基づく作業安全に努める
	適正な施肥
<input type="checkbox"/>	④ 肥料の適正な保管
<input type="checkbox"/>	⑤ 肥料の使用状況等の記録・保存に努める
<input type="checkbox"/>	⑥ 作物特性やデータに基づく施肥設計を検討
<input type="checkbox"/>	⑦ 有機物の適正な施用による土づくりを検討
	適正な防除・生物多様性への悪影響の防止
<input type="checkbox"/>	⑧ 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
<input type="checkbox"/>	⑨ 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める
<input type="checkbox"/>	⑩ 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討

⑤	<input type="checkbox"/>	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	<input type="checkbox"/>	⑮	<input type="checkbox"/>	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲）	<input type="checkbox"/>
⑥	<input type="checkbox"/>	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める	<input type="checkbox"/>		申請時 (しました)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑦	<input type="checkbox"/>	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討	<input type="checkbox"/>	⑯	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑧	<input type="checkbox"/>	農薬の適正な使用・保管	<input type="checkbox"/>	⑰	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
⑨	<input type="checkbox"/>	農薬の使用状況等の記録・保存	<input type="checkbox"/>	⑱	<input type="checkbox"/>	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	<input type="checkbox"/>
	申請時 (しました)	(3) エネルギーの削減	報告時 (しました)	⑲	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>
⑩	<input type="checkbox"/>	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>				
⑪	<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>				

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>
 ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
 ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。
 上記について確認しました→

<input type="checkbox"/>	⑪	農薬の適正な使用・保管
<input type="checkbox"/>	⑫	農薬の使用状況等の記録・保存
		エネルギーの節減
<input type="checkbox"/>	⑬	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
		悪臭及び害虫の発生防止
<input type="checkbox"/>	⑭	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
		廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
<input type="checkbox"/>	⑮	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）とする。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。

・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました→

環境負荷低減に向けた取組の趣旨

交付対象者は、みどりの食料システム法第15条の規定に基づく基本方針等に基づき環境負荷の低減に取り組むものとし、最低限行うべき環境負荷低減の取組について定めた「みどりチェック」チェックシートに記載の各取組を実施することとする。

本事業においては、事業申請時にみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減に取り組む意思を確認した上で、就農状況報告時に取組状況を報告することとする。

なお、「みどりチェック」チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

環境負荷低減に向けた取組の趣旨

事業実施主体は、みどりの食料システム法第15条の規定に基づく基本方針等に基づき環境負荷の低減に取り組むものとし、最低限行うべき環境負荷低減の取組について定めた環境負荷低減のチェックシートに記載の各取組を実施することとする。

本事業においては、事業申請時にみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減に取り組む意思を確認した上で、就農状況報告時に取組状況を報告することとする。

なお、環境負荷低減のチェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

「関係法令の遵守」については、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

(1) 適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等

(2) 適正な防除

- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等

(3) エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に

関する法律（昭和54年法律第49号）等

（4）悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等

（5）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等

（6）生物多様性への悪影響の防止

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）

- ・ 漁業法（昭和24年法律第267号）
- ・ 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- ・ 持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等
- （7） 環境関係法令の遵守等
- ・ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・ 環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
- ・ 土地改良法（昭和24年法律第195号）
- ・ 森林法（昭和26年法律第249号）等

別添 8

「みどりチェック」チェックシート（畜産経営体向け）

事業名			
組織名			
代表者氏名		↓該当する方に○	
住所		申請時（します）	
連絡先		報告時（しました）	

・ 交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。

・ 実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してくだ

別添 8

環境負荷低減のチェックシート（畜産経営体向け）

氏名： _____

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)		申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
①	<input type="checkbox"/>	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 肥料の適正な保管	<input type="checkbox"/>	⑨	<input type="checkbox"/>	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
②	<input type="checkbox"/>	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>		申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)	⑩	<input type="checkbox"/>	※特定事業場である場合（該当しない□） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	<input type="checkbox"/>
③	<input type="checkbox"/>	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	<input type="checkbox"/>		申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
④	<input type="checkbox"/>	※飼料生産を行う場合（該当	<input type="checkbox"/>	⑪	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の	<input type="checkbox"/>

さい。

・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。

・※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。

解説書



チェック	環境関係法令の遵守等
<input type="checkbox"/>	① みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	② 関係法令の遵守
	③ GAP・HACCPについて可能な取組から実践
	④ アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している
<input type="checkbox"/>	⑤ 正しい知識に基づく作業安全に努める
	⑥ ※和牛生産を行っている場合（該当しない□） 家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律の遵守
	悪臭及び害虫の発生防止
	⑦ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	⑧ ※飼養頭数が一定規模以上の場合（該当しない□） 家畜排せつ物の管理基準の遵守
	適正な施肥

		しない□ 農薬の適正な使用・保管			理解		
⑤	<input type="checkbox"/>	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 農薬の使用状況等の記録・保管	<input type="checkbox"/>	⑫	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
	申請時（しました）	（3）エネルギーの節減	報告時（しました）	⑬	<input type="checkbox"/>	GAP・HACCPについて可能な取組から実践	<input type="checkbox"/>
⑥	<input type="checkbox"/>	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>	⑭	<input type="checkbox"/>	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	（4）悪臭及び害虫の発生防止	報告時（しました）	⑮	<input type="checkbox"/>	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑦	<input type="checkbox"/>	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>	⑯	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>
⑧	<input type="checkbox"/>	※飼養頭数が一定規模以上の場合（該当しない□） 家畜排せつ物の管理基準の遵守	<input type="checkbox"/>	⑰	<input type="checkbox"/>	※和牛生産を行っている場合（該当しない□） 家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律の遵守	<input type="checkbox"/>

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>
 ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
 ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。
 上記について確認しました→□

<input type="checkbox"/>	⑨	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 肥料の適正な保管
<input type="checkbox"/>	⑩	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める
		適正な防除
<input type="checkbox"/>	⑪	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
<input type="checkbox"/>	⑫	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 農薬の適正な使用・保管
<input type="checkbox"/>	⑬	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 農薬の使用状況等の記録・保存
		エネルギーの節減
<input type="checkbox"/>	⑭	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
		廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分、生物多様性への悪影響の防止
<input type="checkbox"/>	⑮	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
	⑯	※特定事業場である場合（該当しない□） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(昭和45年法律第137号)、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)とする。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。

・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました→

環境負荷低減に向けた取組の趣旨

交付対象者は、みどりの食料システム法第15条の規定に基づく基本方針等に基づき環境負荷の低減に取り組むものとし、最低限行うべき環境負荷低減の取組について定めた「みどりチェック」チェックシートに記載の各取組を実施することとする。

本事業においては、事業申請時にみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減に取り組む意思を確認した上で、就農状況報告時に取組状況を報告することとする。

なお、「みどりチェック」チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

環境負荷低減に向けた取組の趣旨

事業実施主体は、みどりの食料システム法第15条の規定に基づく基本方針等に基づき環境負荷の低減に取り組むものとし、最低限行うべき環境負荷低減の取組について定めた環境負荷低減のチェックシートに記載の各取組を実施することとする。

本事業においては、事業申請時にみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減に取り組む意思を確認した上で、就農状況報告時に取組状況を報告することとする。

なお、環境負荷低減のチェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

「関係法令の遵守」については、以下の環境関係法令を遵守する

ものとする。

(1) 適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等

(2) 適正な防除

- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等

(3) エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

(4) 悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等

(6) 生物多様性への悪影響の防止

- ・ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・ 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・ 湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
- ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- ・ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
- ・ 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
- ・ 漁業法（昭和24年法律第267号）
- ・ 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- ・ 持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号） 等

(7) 環境関係法令の遵守等

- ・ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・ 環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
- ・ 土地改良法（昭和24年法律第195号）
- ・ 森林法（昭和26年法律第249号） 等

別紙様式第4号

(略)

1. (略)

別紙様式第4号

(略)

1. (略)

2. 第5のIIの1の(5)の場合

目標とする取組	現状（令和〇年）	目標（令和〇年）
<input type="checkbox"/> 所得の10%以上増加 <input type="checkbox"/> 売上げの10%以上増加 <input type="checkbox"/> 付加価値額の10%増加 <input type="checkbox"/> 生産コストの10%減少	(略)	(略)

3～6 (略)

7. 共済等への加入

<u>共済等の名称</u>		<u>加入（予定）</u>	<u>年 月 日～</u>
		<u>期間</u>	<u>年 月 日</u>

8. 計画達成に向けた今後の課題と改善に向けた取組

(青年等就農計画及び別紙様式第1号-2の別添1の収支計画の達成に向けた課題、改善策並びにその取組状況を記載する。)

(略)

添付書類

別添1～4. (略)

5. 「みどりチェック」チェックシート（原則、1月の報告の際のみ添付する。申請時の別添8を利用）

*1 (略)

別紙様式第7号

2. 第5のIIの1の(5)の場合

目標とする取組	現状（令和〇年）	目標（令和〇年）
<input type="checkbox"/> 所得の10%以上増加 <input type="checkbox"/> 売上の10%以上増加 <input type="checkbox"/> 付加価値額の10%増加 <input type="checkbox"/> 生産コストの10%減少	(略)	(略)

3～6 (略)

7. 農業共済その他農業関係の保険への加入状況について（どちらかにチェックする。）

	<u>加入している</u>
	<u>加入していない</u>

(「加入している」にチェックした場合は以下も記載する。)

<u>加入している農業共済等の名称</u>	

8. 計画達成に向けた今後の課題と改善に向けた取組

(青年等就農計画及び別紙様式第1号-1及び1号-2の別添1の収支計画の達成に向けた課題、改善策並びにその取組状況を記載する。)

(略)

添付書類

別添1～4. (略)

5. 環境負荷低減のチェックシート（原則、1月の報告の際のみ添付する。申請時の別添8を利用）

*1 (略)

別紙様式第7号

(略)

1 (略)

ア (略)

イ 栽培・経営管理状況

a (略)	習得できている・ <u>おおむね</u> 習得できている・習得していない
b (略)	習得できている・ <u>おおむね</u> 習得できている・習得していない
c (略)	習得できている・ <u>おおむね</u> 習得できている・習得していない
d～f	(略)
g (略)	把握している・ <u>おおむね</u> 把握している・把握していない
h	(略)

ウ 「就農・経営継承計画等」又は「初期投資促進計画等」の達成に向けた取組状況

a (略)	①計画どおりの規模で経営している・② <u>おおむね</u> 計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない。
----------	--

(略)

b (略)	①計画どおりの規模で経営している・② <u>おおむね</u> 計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない。
----------	--

(略)

c	(略)
---	-----

(略)

1 (略)

ア (略)

イ 栽培・経営管理状況

a (略)	習得できている・ <u>概ね</u> 習得できている・習得していない
b (略)	習得できている・ <u>概ね</u> 習得できている・習得していない
c (略)	習得できている・ <u>概ね</u> 習得できている・習得していない
d～f	(略)
g (略)	把握している・ <u>概ね</u> 把握している・把握していない
h	(略)

ウ 「就農・経営継承計画等」又は「初期投資促進計画等」の達成に向けた取組状況

a (略)	①計画どおりの規模で経営している・② <u>概ね</u> 計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない。
----------	--

(略)

b (略)	①計画どおりの規模で経営している・② <u>概ね</u> 計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない。
----------	--

(略)

c	(略)
---	-----

(略)	①計画どおりの量を生産している・② <u>おおむね</u> 計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できていない
(略)	①計画どおりの量を生産している・② <u>おおむね</u> 計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できていない
(略)	①計画どおりの量を生産している・② <u>おおむね</u> 計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できていない

(略)	①計画どおりの量を生産している・② <u>概ね</u> 計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できていない
(略)	①計画どおりの量を生産している・② <u>概ね</u> 計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できていない
(略)	①計画どおりの量を生産している・② <u>概ね</u> 計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できていない

(略)

d (略)	
(略)	①計画どおりの <u>売上げ</u> を計上している・② <u>おおむね</u> 計画どおりの <u>売上げ</u> を計上している ③計画どおりの <u>売上げ</u> を得られていない。
(略)	①計画どおりの <u>売上げ</u> を計上している・② <u>おおむね</u> 計画どおりの <u>売上げ</u> を計上している ③計画どおりの <u>売上げ</u> を得ら

(略)

d (略)	
(略)	①計画どおりの <u>売上</u> を計上している・② <u>概ね</u> 計画どおりの <u>売上</u> を計上している ③計画どおりの <u>売上げ</u> を得られていない。
(略)	①計画どおりの <u>売上</u> を計上している・② <u>概ね</u> 計画どおりの <u>売上</u> を計上している ③計画どおりの <u>売上げ</u> を得ら

	れていない。
(略)	①計画どおりの <u>売上げ</u> を計上している・② <u>おおむね</u> 計画どおりの <u>売上げ</u> を計上している ③計画どおりの売上げを得られていない。

(略)

エ 労働環境等に対する取組状況

a (略)	清潔で快適に整備できている・ <u>おおむね</u> 整備できている・整備できていない
b (略)	安全性に十分配慮し事故防止に取り組んでいる・ <u>おおむね</u> 取り組んでいる・取り組んでいない
c (略)	食品の安全性確保のため十分に取り組んでいる・ <u>おおむね</u> 取り組んでいる・取り組んでいない

2 (略)

ア 耕作すべき土地が遊休化されていないか

遊休化されている土地はない・おおむね遊休化されている土地はない・遊休化されている土地がある
作付期間外である

イ 農作物を適切に生産しているか

適切に生産されている・おおむね適切に生産されている
適切に生産されていない土地がある。(管理が不十分で雑草が生い茂っている土地がある。)・作付期間外である

	れていない。
(略)	①計画どおりの <u>売上</u> を計上している・② <u>概ね</u> 計画どおりの <u>売上</u> を計上している ③計画どおりの売上げを得られていない。

(略)

エ 労働環境等に対する取組状況

a (略)	清潔で快適に整備できている・ <u>概ね</u> 整備できている・整備できていない
b (略)	安全性に十分配慮し事故防止に取り組んでいる・ <u>概ね</u> 取り組んでいる・取り組んでいない
c (略)	食品の安全性確保のため十分に取り組んでいる・ <u>概ね</u> 取り組んでいる・取り組んでいない

2 (略)

ア 耕作すべき土地が遊休化されていないか

遊休化されている土地はない・概ね遊休化されている土地はない・遊休化されている土地がある
作付期間外である

イ 農作物を適切に生産しているか

適切に生産されている・概ね適切に生産されている
適切に生産されていない土地がある。(管理が不十分で雑草が生い茂っている土地がある。)・作付期間外である

3 (略)

ア・イ (略)

ウ 農地の権利設定状況（農地の権利設定に変更があった場合のみ）

(略)

※農地法第3条の3に基づく届出、公告のあった農用地利用集積計画、農用地利用配分計画、農用地利用集積等促進計画、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画又は特定作業受委託契約書による農地の権利設定を含む。

(略)

4 (略)

別紙様式第8号別添

(略)

第1・2 (略)

第3 交付対象者データベースの作成・運用（別記2の第8の10の(2)に定めるデータベースを活用）

第4・5 (略)

別紙様式第9号別添

(略)

(別紙1)

候補者（交付対象者）リスト

(略)	交付要件※1				(略)
	1 ~ 11	12 (略)		13 ~ 17	
	(略)	目標地図 に位置付	目標地図 に位置付	農地中間管 理機構から 12市町村、	(略)

3 (略)

ア・イ (略)

ウ 農地の権利設定状況（農地の権利設定に変更があった場合のみ）

(略)

※公告のあった農用地利用集積計画、農用地利用配分計画、農用地利用集積等促進計画、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画又は特定作業受委託契約書による農地の権利設定を含む。

(略)

4 (略)

別紙様式第8号別添

(略)

第1・2 (略)

第3 交付対象者データベースの作成・運用（要綱別記1の第10の2に定めるデータベースを活用）

第4・5 (略)

別紙様式第9号別添

(略)

(別紙1)

候補者（交付対象者）リスト

(略)	交付要件※1				(略)
	1 ~ 11	12 (略)		13 ~ 17	
	(略)	目標地図 に位置付	目標地図 に位置付	農地中間管 理機構から (新設)	(略)

		けられて いる	けられる ことが確 実	農地を借り ている	令和6年度 能登半島地 震の被災市 町又は、市 街化区域で ある		

		けられて いる	けられる ことが確 実	農地を借り ている			

(略)	営農区分 (整理番号は番号表 を参照)		整備内容 (整理番号は番号表を参照)			(略)
(略)	(略)	整理番 号	(確認用)	農用トラクター、田 植機、コンバイン又 は乾燥機のうち和 7年度以降新たに発 売される型式のもの については、安全性 検査に合格したもの であるか。		

(略)	営農区分 (整理番号は番号表 を参照)		整備内容 (整理番号は番号表を参照)			(略)
(略)	(略)	整理番 号	(確認用)	(新設)		

別紙様式第10号別添

(略)

(別紙1)

候補者(交付対象者)リスト

別紙様式第10号別添

(略)

(別紙1)

候補者(交付対象者)リスト

(略)	交付要件※1					(略)	
	1 ~ 11	12 (略)			13 ~ 17		
	(略)	目標地区 に位置付 けられて いる	目標地区 に位置付 けられる ことが確 実	農地中間管 理機構から 農地を借り ている	<u>原子力被災 12市町村、 令和6年度 能登半島地 震の被災市 町又は、市 街化区域で ある</u>		(略)

(略)	交付要件※1					(略)	
	1 ~ 11	12 (略)			13 ~ 17		
	(略)	目標地区 に位置付 けられて いる	目標地区 に位置付 けられる ことが確 実	農地中間管 理機構から 農地を借り ている	(新設)		(略)

(略)	営農区分 (整理番号は番号表 を参照)		整備内容 (整理番号は番号表を参照)			(略)
	(略)	(略)	整理番 号	(確認用)	<u>農用トラクター、田 植機、コンバイン又 は乾燥機のうち令和 7年度以降新たに発 売される型式のもの については、安全性 検査に合格したもの であるか。</u>	

(略)	営農区分 (整理番号は番号表 を参照)		整備内容 (整理番号は番号表を参照)			(略)
	(略)	(略)	整理番 号	(確認用)	(新設)	

別紙様式第12号

(略)

第1 本事業における個人情報

本事業において作成する交付対象者情報に記載し、データベースに登録される、交付対象者に係る個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関係法令・条例の規定に基づき適切に対応する必要があります。

また、第2に掲げる用途において、個人情報の記載や確認が必要となることから、個人情報の利用目的を明らかにし、交付対象者本人の同意を得ることにより、本事業を実施してください。

第2・3 (略)

(別紙)

(略)

世代交代・初期投資促進事業に係る個人情報の取扱いについて

取組主体は、世代交代・初期投資促進事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、取組主体は、本事業による交付対象者の就農状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関（注）へ提供し、又は確認する場合があります。

別紙様式第12号

(略)

第1 本事業における個人情報

本事業において作成する交付対象者情報に記載し、データベースに登録される、交付対象者に係る個人情報の取扱いについては、個人情報保護法（平成15年法律第57号）等の関係法令・条例の規定に基づき適切に対応する必要があります。

また、第2に掲げる用途において、個人情報の記載や確認が必要となることから、個人情報の利用目的を明らかにし、交付対象者本人の同意を得ることにより、本事業を実施してください。

第2・3 (略)

(別紙)

(略)

世代交代・初期投資促進事業に係る個人情報の取扱いについて

取組主体は、世代交代・初期投資促進事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報保護法等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、取組主体は、本事業による交付対象者の就農状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関（注）へ提供し、又は確認する場合があります。

す。	
(略)	(略)
(略)	(略)

改正後	改正前
<p>(別記3)</p> <p>(別表1)</p> <p>(略)</p> <p>(注) 1 (略)</p> <p>2 <u>謝金の額については、原則として、申請の際に設定した単価を用いることとし、その後の変更はできないものとする。</u></p> <p>(別添)</p> <p>第1 取組の趣旨</p> <p>事業実施主体は、みどりの食料システム法第15条の規定に基づく基本方針等に基づき環境負荷の低減に取り組むものとし、最低限行うべき環境負荷低減の取組について定めた「<u>みどりチェック</u>」チェックシート（別紙参考様式）に記載の各取組を実施することとする。</p> <p>第2 「<u>みどりチェック</u>」チェックシートの提出</p> <p>1 本事業に取り組む第4の1の各取組主体は、「<u>みどりチェック</u>」チェックシートの項目について、事業の実施に当たって留意しなければならない。</p> <p>2 第4の1の各取組主体は、「<u>みどりチェック</u>」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを都道府県に提出すること。</p> <p>また、実績報告の際は、「<u>みどりチェック</u>」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックした上で、当該チェックシートを都道府県</p>	<p>(別記3)</p> <p>(別表1)</p> <p>(略)</p> <p>(注) 1 (略)</p> <p>2 <u>謝金、賃金、専門員等設置費及び技能者給については、原則として、額の確定時に、申請の際に設定した単価の変更はできない。</u></p> <p>(別添)</p> <p>第1 取組の趣旨</p> <p>事業実施主体は、みどりの食料システム法第15条の規定に基づく基本方針等に基づき環境負荷の低減に取り組むものとし、最低限行うべき環境負荷低減の取組について定めた「<u>環境負荷低減のチェックシート</u>」（別紙参考様式）に記載の各取組を実施することとする。</p> <p>第2 <u>環境負荷低減</u>チェックシートの提出</p> <p>1 本事業に取り組む第4の1の各取組主体は、<u>環境負荷低減</u>のチェックシートの項目について、事業の実施に当たって留意しなければならない。</p> <p>2 第4の1の各取組主体は、<u>環境負荷低減</u>のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを都道府県に提出すること。</p> <p>また、実績報告の際は、<u>環境負荷低減</u>のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックした上で、当該チェックシートを都道府県に提</p>

に提出すること。

3 都道府県は、全ての取組主体から「みどりチェック」チェックシートを収集し、地方農政局長に提出すること。

4 (略)

5 「みどりチェック」チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

(削る。)

出すること。

3 都道府県は、全ての取組主体から環境負荷低減のチェックシートを収集し、地方農政局長に提出すること。

4 (略)

5 環境負荷低減のチェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

第3 主な環境関係法令の遵守

第4の1の各取組主体は、環境負荷低減のチェックシート中の「関係法令の遵守」に関し、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

(1) 適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等

(2) 適正な防除

- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等

(3) エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

(4) 悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等

(6) 生物多様性への悪影響の防止

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
- ・漁業法（昭和24年法律第267号）
- ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等

(7) 環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

(別記3 別紙参考様式)

「みどりチェック」チェックシート (民間事業者・自治体等向け)

事業名	
組織名	
代表者氏名	↓該当する方に○
住所	申請時 (します)
連絡先	報告時 (しました)

・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。

・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。

・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。

・※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください

- ・環境影響評価法 (平成9年法律第81号)
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成10年法律第117号)
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 (平成19年法律第56号)
- ・土地改良法 (昭和24年法律第195号)
- ・森林法 (昭和26年法律第249号) 等

(別記3 別紙参考様式)

環境負荷低減のチェックシート (民間事業者・自治体等向け)

事業名:	_____
組織名・代表者氏名:	_____
住所:	_____
連絡先:	_____

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	<input type="checkbox"/>	※農産物等の調達を行う場合 (該当しない □) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	<input type="checkbox"/>
②	<input type="checkbox"/>	※農産物等の調達を行う場合 (該当しない □) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討 (再掲)	<input type="checkbox"/>
③	<input type="checkbox"/>	(3) エネルギーの節減	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑦	<input type="checkbox"/>	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
⑧	<input type="checkbox"/>	資源の再利用を検討	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	(6) 生物多様性への悪影響の防止	<input type="checkbox"/>
⑨	<input type="checkbox"/>	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合 (該当しない □) 生物多様性に配慮した事業実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑩	<input type="checkbox"/>	※特定事業場である場合 (該当しない □) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	<input type="checkbox"/>

い。

解説書



チェック	環境関係法令の遵守等	
<input type="checkbox"/>	①	みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	②	関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	③	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
<input type="checkbox"/>	④	正しい知識に基づく作業安全に努める
	エネルギーの節減、適正な施肥、適正な防除	
<input type="checkbox"/>	⑤	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める
<input type="checkbox"/>	⑥	環境負荷低減に配慮した商品、原料、農産物等の調達を検討
	悪臭及び害虫の発生防止	
<input type="checkbox"/>	⑦	※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない□） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	

④	<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める	<input type="checkbox"/>
⑤	<input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	<input type="checkbox"/>
	申請時（しました）	（４）悪臭及び害虫の発生防止	報告時（しました）
⑥	<input type="checkbox"/>	※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない□） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>

	申請時（しました）	（７）環境関係法令の遵守等	報告時（しました）
⑪	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑫	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
⑬	<input type="checkbox"/>	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑭	<input type="checkbox"/>	※機械等を扱う事業者である場合（該当しない□） 機械等の適切な整備と管理に努める	<input type="checkbox"/>
⑮	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には（該当しない□）にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

<input type="checkbox"/>	⑧	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
<input type="checkbox"/>	⑨	資源の再利用を検討
生物多様性への悪影響の防止		
<input type="checkbox"/>	⑩	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない <input type="checkbox"/>) 生物多様性に配慮した事業実施に努める
<input type="checkbox"/>	⑪	※特定事業場である場合（該当しない <input type="checkbox"/>) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）とする。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。

・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました→



改正後	改正前
<p>(別記4) (別記4 別表) (注) 1 (略) 2 謝金の額については、原則として、申請の際に設定した単価を用いることとし、その後変更はできないものとする。</p> <p>(別記4 別紙様式第1号-1) (略) 1～3 (略) 4 添付資料 (1) (略) (2) 別紙参考様式 「<u>みどりチェック</u>」チェックシート</p> <p>(別記4 別紙様式第1号-2) (略) 1～3 (略) 4 添付資料 (1) (略) (2) 別紙参考様式 「<u>みどりチェック</u>」チェックシート (別添) 第1 取組の趣旨 事業実施主体は、みどりの食料システム法第15条の規定に基づく基本方針等に基づき環境負荷の低減に取り組むものとし、最低限行うべき環境負荷低減の取組について定めた「<u>みどりチェ</u></p>	<p>(別記4) (別記4 別表) (注) 1 (略) 2 謝金、<u>技能者給、賃金及び専門員等設置費</u>の額については、原則として、申請の際に設定した単価を用いることとし、その後変更はできないものとする。</p> <p>(別記4 別紙様式第1号-1) (略) 1～3 (略) 4 添付資料 (1) (略) (2) 別紙参考様式 <u>環境負荷低減のクロスコンプライアンス</u>チェックシート</p> <p>(別記4 別紙様式第1号-2) (略) 1～3 (略) 4 添付資料 (1) (略) (2) 別紙参考様式 <u>環境負荷低減</u>のチェックシート (別添) 第1 取組の趣旨 事業実施主体は、みどりの食料システム法第15条の規定に基づく基本方針等に基づき環境負荷の低減に取り組むものとし、最低限行うべき環境負荷低減の取組について定めた「<u>環</u></p>

ック」チェックシート（別紙参考様式）に記載の各取組を実施することとする。

第2 「みどりチェック」チェックシートの提出

- 1 本事業に取り組む事業実施主体は、「みどりチェック」チェックシートの項目について、事業の実施に当たって留意しなければならない。
- 2 事業実施主体は、「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを事業計画書に添付し、提出すること。

また、実績報告の際は、「みどりチェック」チェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックした上で、当該チェックシートを実績報告書に添付すること。

なお、チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

(削る。)

境負荷低減のチェックシート」（別紙参考様式）に記載の各取組を実施することとする。

第2 環境負荷低減のチェックシートの提出

- 1 本事業に取り組む事業実施主体は、環境負荷低減のチェックシートの項目について、事業の実施に当たって留意しなければならない。
- 2 事業実施主体は、環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを事業計画書に添付し、提出すること。

また、実績報告の際は、環境負荷低減のチェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックした上で、当該チェックシートを実績報告書に添付すること。

なお、チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

第3 主な環境関係法令の遵守

事業実施主体は、環境負荷低減のチェックシート中の「関係法令の遵守」に関し、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

(1) 適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等

(2) 適正な防除

- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等

(3) エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

(4) 悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等

(6) 生物多様性への悪影響の防止

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14

年法律第88号)

- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
- ・漁業法（昭和24年法律第267号）
- ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等
- （7）環境関係法令の遵守等
- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
- ・土地改良法（昭和24年法律第195号）
- ・森林法（昭和26年法律第249号）等

(別記4 別紙参考様式)

「みどりチェック」チェックシート（民間事業者・自治体等向け）

事業名	
組織名	
代表者氏名	↓該当する方に○
住所	申請時（します）
連絡先	報告時（しまし

(別記4 別紙参考様式)

環境負荷低減のチェックシート（民間事業者・自治体等向け）

事業名:	_____
組織名・代表者氏名:	_____
住所:	_____
連絡先:	_____

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	<input type="checkbox"/>	※農産物等の調達を行う場合 (該当しない <input type="checkbox"/>) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
②	<input type="checkbox"/>	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>

た)

・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。

・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。

・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。

・※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。

解説書



チェック	環境関係法令の遵守等
<input type="checkbox"/>	① みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	② 関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	③ 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
<input type="checkbox"/>	④ 正しい知識に基づく作業安全に努める
	エネルギーの節減、適正な施肥、適正な防除
<input type="checkbox"/>	⑤ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用

	申請時(しました)	(2) 適正な防除	報告時(しました)
②	<input type="checkbox"/>	※農産物等の調達を行う場合(該当しない □) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討(再掲)	<input type="checkbox"/>
	申請時(しました)	(3) エネルギーの節減	報告時(しました)
③	<input type="checkbox"/>	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>
④	<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない(照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等)ように努める	<input type="checkbox"/>
⑤	<input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	<input type="checkbox"/>
	申請時(しました)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時(しました)
⑥	<input type="checkbox"/>	※肥料・飼料等の製造を行う場合(該当しない □) 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>

⑧	<input type="checkbox"/>	資源の再利用を検討	<input type="checkbox"/>
	申請時(しました)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時(しました)
⑨	<input type="checkbox"/>	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合(該当しない □) 生物多様性に配慮した事業実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑩	<input type="checkbox"/>	※特定事業場である場合(該当しない □) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	<input type="checkbox"/>
	申請時(しました)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時(しました)
⑪	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑫	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
⑬	<input type="checkbox"/>	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑭	<input type="checkbox"/>	※機械等を扱う事業者である場合(該当しない □) 機械等の適切な整備と管理に努める	<input type="checkbox"/>
⑮	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には(該当しない□)にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>
 ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
 ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

		等) ように努める
<input type="checkbox"/>	⑥	環境負荷低減に配慮した商品、原料、農産物等の調達を検討
		悪臭及び害虫の発生防止
<input type="checkbox"/>	⑦	※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/>) 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
		廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
<input type="checkbox"/>	⑧	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
<input type="checkbox"/>	⑨	資源の再利用を検討
		生物多様性への悪影響の防止
<input type="checkbox"/>	⑩	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない <input type="checkbox"/>) 生物多様性に配慮した事業実施に努める
<input type="checkbox"/>	⑪	※特定事業場である場合（該当しない <input type="checkbox"/>) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48

号) とする。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。

・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました→

附 則

- 1 この通知は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、改正前に実施しているものについては、なお従前の例によるものとする。